

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
施 設 担 当 係 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

平成 28 年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）の交付申請について

直営診療施設の整備に係る助成については、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、「平成 28 年度における直営診療施設の整備に係る助成について」(平成 28 年 4 月 1 日保国発 0401 第 1 号)により通知されたところですが、交付申請書の提出に当たっては、下記の点に留意していただきますようお願いいたします。

記

1 交付申請書の提出について

保険者から交付申請書を受理したときは、これを審査し「(別紙 1) 国民健康保険調整交付金（直営診療施設分）交付申請一覧表」及び「(別紙 2) 提出書類確認表」を作成の上、平成 28 年 7 月 1 日までに厚生労働大臣宛に提出すること。(送付先は厚生労働省国民健康保険課施設係)

2 交付申請の留意事項

- ① 1 保険者で複数の直営診療施設から申請がある場合は、施設ごとに交付申請書（交付要綱別紙様式 4）を作成すること。なお、保険者ごとの交付申請額については、交付申請一覧表で確認すること。
- ② 交付申請書に添付する国民健康保険条例及び施設の設置条例において、直営診療施設である旨の確認がとれない場合は、助成対象外とすること。
- ③ 交付申請の対象となる医療機械器具は、薬事法に基づく医療機器であること。申請に当たっては、これを確認した資料（パンフレット、薬事法に定める医療機器の添付文書等）を添付するとともに、その確認した箇所（医療機器承認番号等）をマーカー

等で分かるようにすること。

- ④ 医療機械器具の設置事業における助成対象経費は、医療機械器具の購入費用であり、使用するための費用等（機器の搬入、据付工事、ネットワーク接続、保守等に要する費用等）は助成対象外とすること。
- ⑤ 医療機械器具の付属品については、医療機械器具と一体となって使用される必要最低限のものに限り助成対象経費として計上すること。これ以外は、助成対象外経費として計上すること。
- ⑥ 見積書については、原則、本年4月以降の日付で作成されたものを添付すること（消費税額を確認できない場合（税込価格のみの表記等）は、消費税分が分かるよう見積書に補記すること。）。なお、申請の時点で既に契約が完了しているものについては、契約書を添付すること。
- ⑦ 当該調整交付金に係る実績報告書の提出期限については、交付年度の1月末頃を予定していることから、遅くとも年内には契約すること。
- ⑧ 院内託児施設等の助成対象経費は、医師、看護師、保健師等の勤務環境を整備するために実施した院内託児施設、休憩室、宿直室その他の施設整備に係る工事費又は工事請負費とすること。
- ⑨ 交付申請の対象となる事業は、本年度中において完了する予定であるもの、又は本年度中に完了したものであること（いずれも、交付申請前に事業に着手しているものを含む）。
- ⑩ 交付決定後、事業内容が大幅に変更（当初申請のあった機器等から用途の異なるものに変更すること、当初申請のない機器を追加すること等）されたものについては助成対象外とすること。

3 調整交付金の交付時期等について

交付決定については9月を予定しており、交付決定額のうち2分の1を「第2・四半期」に交付する予定であること。